

## 平成30年度第1回宮城県国民健康保険審査会 会議録

- 1 日 時 平成30年12月18日(火) 開会 午後2時  
閉会 午後2時45分
- 2 場 所 自治会館203会議室
- 3 議 題
  - (1) 選挙
    - イ 会長の選出
    - ロ 職務代行者の選出
  - (2) 議事
    - イ 傍聴要領について
    - ロ 会議公開・非公開について
  - (3) その他  
国民健康保険審査会の概要について
- 4 出席者
  - (1) 委員(9名中7名)
    - イ 被保険者代表 八島 敏次委員, 工藤 洋子委員
    - ロ 保 険 者 代 表 永井 則子委員, 川村 ふじ子委員
    - ハ 公 益 代 表 富澤 秀行委員, 嵩 さやか委員, 林 毅委員
  - (2) 事務局
    - イ 幹 事 三浦 正博
    - ロ 書 記 安藤 健一, 菊地 真弘, 及川 洋, 齋藤 航, 阿部 優人
- 5 欠席委員  
丹野 貴美子委員, 太田 雄委員

## 1 開会

【書記（安藤課長補佐）】

本日は、お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日司会を務めます宮城県保健福祉部国保医療課課長補佐の安藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

定刻となりましたので、只今から「平成30年度第1回宮城県国民健康保険審査会」を開会いたします。

本日の審査会は、情報公開条例第19条の規定に基づき、公開となります。

また、本日の審査会の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後で、後日ホームページで公開することとなりますので、あらかじめ御了承をお願い申し上げます。

## 2 委員の紹介及び出席状況報告

【書記（安藤課長補佐）】

初めに、本審査会は、平成30年9月10付けで委員の改選を行っておりますので、本日御出席の委員の皆様を御紹介いたします。

資料2の委員名簿に従い、被保険者代表委員、保険者代表委員、公益代表委員の順に御紹介いたします。

<委員紹介>

【書記（安藤課長補佐）】

本審査会は9名の委員で構成されていますが、本日は保険者代表の太田雄（おおた ゆう）委員から、所用で御欠席と御連絡をいただいておりますので、御報告いたします。

また、被保険者代表の丹野委員が遅れておりますが、現時点で被保険者代表委員2名、保険者代表委員2名、公益代表委員3名の計7名の委員に御出席いただいております。

したがって、お手元に配布の資料1の1頁に記載しております、国民健康保険法第96条の規定の、「被保険者を代表する委員、保険者を代表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員の出席」を満たしており、議事を開き、議決を行うことができますので、御報告いたします。

## 3 選挙（1）会長の選出

【書記（安藤課長補佐）】

続きまして、次第3の選挙に移ります。

今回は、委員改選の後の1回目の会議であり、議長となる会長が選出されておられませんので、会長が選出されるまでの間、臨時議長に進行をお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、臨時議長に林委員を指名させていただきますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

【書記（安藤課長補佐）】

御承認いただきましたので、林委員は臨時議長席に御移動願います。

**【林委員】**

暫時の間、会議を進めさせていただきます。よろしく申し上げます。

資料1の1頁を御覧願います。

国民健康保険法第95条第1項の規定により、会長は「審査会に、公益を代表する委員のうちから委員が選挙する会長一人を置く。」となっております。

前回までは、弁護士の半澤力委員に会長をお願いしておりました。

現在の公益代表委員は、資料2の「委員名簿」に記載のとおり、富澤 秀行委員、嵩 さやか委員、私、林の3名でございます。

選挙の方法は、投票で行いますか、又は指名推選で行いますか。お諮りいたします。

**【永井委員】**

指名推選でよろしいかと思えます。

**【林委員】**

指名推選の意見がございますが、御異議ありませんでしょうか。

<異議なし>

**【林委員】**

御異議がありませんでしたので、指名推選で行いたいと思えます。

どなたか御推薦いただけますでしょうか。

**【永井委員】**

富澤委員を適任者として推薦します。

**【林委員】**

他に御推薦はございますか。

**【工藤委員】**

私も富澤委員が適任と考えます。

**【林委員】**

お二人からただいま御推薦がありました富澤委員を会長に選任するということで御異議ありませんでしょうか。

<異議なし>

**【林委員】**

御異議がありませんでしたので、国民健康保険法第95条第1項の規定により、富澤委員を会長に選出いたします。

それでは、以後の進行は富澤会長にお願いしたいと思います。恐れ入りますが、会長席に御移動願います。また、一言御挨拶を賜りたいと思います。

【富澤委員】

富澤と申します。

このような大役が務まるか不安はございますが、公正・公平な審理に努めたいと思いますので、委員の皆様におかれましても、御協力くださいますようお願い申し上げます。

### 3 選挙（2）職務代行者の選出

【富澤会長】

引き続き、次の選挙に移りたいと思います。

資料1を御覧願います。国民健康保険法第95条第2項では、会長に事故があったときに備えて職務代行者を置くという規定がございます。

選出方法は、会長の選挙に準じて行うこととなりますので、私以外の公益委員から選挙で選出することとなります。

選挙方法は、投票で行いますか、又は指名推選で行いますか。お諮りいたします。

【永井委員】

指名推選でよろしいかと思えます。

【富澤会長】

指名推選の意見がございますが、御異議ありませんでしょうか。

<異議なし>

【富澤会長】

御異議がありませんでしたので、指名推選で行いたいと思います。

どなたか御推薦いただけますでしょうか。

【永井委員】

林委員を適任者として推薦します。

【富澤会長】

ただいま林委員を推薦するという意見がありましたが、他に御推薦はございますか。

<なし>

【富澤会長】

特になければ、ただいま推薦されました林委員を会長の職務代行者に選任するという  
ことで御異議ありませんでしょうか。

<異議なし>

**【富澤会長】**

御異議がありませんでしたので、国民健康保険法第95条第2項により、林委員を職務代  
行者として選出いたします。

林委員は一言御挨拶をお願いします。

**【林委員】**

林でございます。

職務代行者ということで、万が一会長の御都合が悪いときに、誠実に務めさせていただき  
たいと思います。

**【富澤会長】**

以上で、次第3の選挙を終了します。

#### **4 議事（1）傍聴要領について**

**【富澤会長】**

続きまして、次第4の議事に進みます。

冒頭に事務局から説明があったとおり、本日は、被保険者代表委員2名、保険者代表委員  
2名、公益代表委員3名の計7名の委員に御出席いただいております。

したがって、国民健康保険法第96条の規定の被保険者を代表する委員、保険者を代  
表する委員及び公益を代表する委員各一人以上を含む過半数の委員の出席を満たしており、  
議事を開き、議決を行うことができますので、改めて御承知願います。

それでは、次第4（1）傍聴要領の審議に入ります。

お手元の資料3に記載の情報公開条例第19条の規定により、本県の審議会等は原則公  
開となっております。

本日の審査会も、公開となっております。今回は、傍聴者はありませんが、公開の場合は、資  
料3に記載の「審議会等の会議の公開に関する事務取扱要綱」の第5第7項の規定により、  
あらかじめ傍聴要領を定めることとなっております。

また傍聴要領を定める場合は、事務取扱要綱の例を参考として定めるものとされていま  
す。

したがって、本日傍聴要領を定めたいと思います。

事務局で案があれば、説明願います。

**【三浦幹事】**

事務局幹事を務めております宮城県保健福祉部国保医療課長の三浦と申します。よろし  
くお願いします。

本審査会は、都道府県知事の附属機関と位置づけられておりますので、情報公開条例第19条の規定により原則公開となっており、事務取扱要綱の規定により傍聴要領を定めることとなります。傍聴要領案がございますので配布させていただきます。

<傍聴要領（案）を配布>

**【三浦幹事】**

ただいま傍聴要領案を配布いたしました。事務取扱要綱で示されている例に基づいて作成しております。説明させていただきます。

<傍聴要領（案）を説明>

**【富澤会長】**

事務取扱要綱で示されている例をそのまま用いておりますが、この要領案について御意見若しくは御質問はありませんでしょうか。

<なし>

**【富澤会長】**

特段の意見がなければ、原案のとおり決定する、ということよろしいでしょうか。

<異議なし>

**【富澤会長】**

それでは、原案のとおり決定いたします。

今後公開の会議の傍聴は、傍聴要領に従って行いたいと思います。

#### **4 議事（2）会議公開・非公開について**

**【富澤会長】**

では、次に次第4（2）の会議公開・非公開についてお諮りいたします。

資料3を御覧願います。

情報公開条例第19条では、会議は原則公開となっておりますが、ただし書きで非開示情報が含まれる事項について審査等を行う会議を開催する場合で、構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができるとされています。

いまほど、公開した場合のために傍聴要領を決定したところでございますが、本審査会は、個人情報等の非開示情報を含む審査請求事案を取り扱うことから、従前から、情報公開条例第19条ただし書きに基づき、構成員の3分の2以上の意見により非公開の取扱いをしてきたところです。

今後も、審査請求事案の審議においては、非公開としたいと思いますが、この点について委員の皆様にお諮りいたします。

【林委員】

個人情報扱いますので、従前どおり非公開が適当と考えます。

【富澤会長】

非公開の意見がありました。他に意見はございますか。

<なし>

【富澤会長】

それでは、審査請求事案の審理につきましては、非公開という取扱いで決定したいと思いますが、御異議ありませんか。

<異議なし>

【富澤会長】

では、今後も、非開示情報を含む場合は、情報公開条例第19条の規定により、非公開といたします。

なお、本日のように、非開示情報を含まない一般的事項のみの場合は、原則どおり公開となります。

## 5 その他

【富澤会長】

続きまして、次第5に進みます。

今回は、委員改選後第1回目の会議であり、私を含め新たに委嘱された委員が数名おりますので、国民健康保険制度や国民健康保険審査会の概要について、事務局から説明を受けたいと思います。

事務局から説明願います。

【三浦幹事】

それでは、国民健康保険制度や国民健康保険審査会の概要について資料4と資料5に沿って御説明いたします。

<資料説明>

【富澤会長】

ただいまの説明について、何か御質問等はございませんか。

【永井委員】

過去の事案として、どのような審査請求があったのでしょうか。

【三浦幹事】

直近の例だと、世帯分離と保険料の減免が争点となった事案がございました。そのほか、保険料の滞納処分が争われた事例もございます。

**【富澤会長】**

保険料が高いという理由で審査請求されるのかと思いますが、その理由もさまざまあるかと思えます。

保険料に関する審査請求があるとすれば、仙台市の保険料決定通知は6月頃に発送されるかと思えますので、そこから3ヶ月の間に事案が出てくる可能性があるということかと思えます。

保険給付については事案が出てれば、随時審査会を開くということになります。ほかに、御質問等はございますか。

<なし>

**【富澤会長】**

特段なければ、以上といたします。

本日予定しておりました議事等は、これで全て終了いたしましたので、特段委員の皆様からなければ、これで終了いたします。御協力ありがとうございました。

この後の進行は事務局でお願いします。

**【書記（安藤課長補佐）】**

御審議等、大変お疲れ様でございました。

以上をもちまして、平成30年度第1回宮城県国民健康保険審査会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時45分終了